

MICE施設の受入環境整備事業 概要

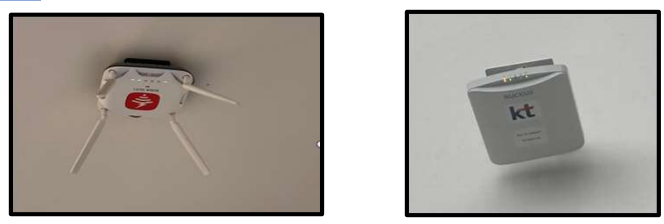
MICE施設の受入環境整備事業

【事業目的】

ハイブリッド開催、サステナビリティ対応等のMICE開催ニーズの変化への対応力向上を図る整備に要する経費の一部を国が補助することにより、我が国各都市のMICE誘致の国際競争力強化を図る。

補助メニュー

① ネットワーク環境の整備



② デジタルサイネージの整備



【補助対象者】

コンベンション法施行規則第4条の基準を満たし、かつ、ICCA基準を満たす国際会議の誘致・開催実績のある会議場施設等の所有者又は施設管理者

※コンベンション法施行規則第4条の基準

- ① 200人以上が収容可能かつ通訳設備を用いた会議等の開催が可能な会議室等を有している
- ② ①以外に通訳設備を用いた会議等が可能な中小規模の会議室等を有している
- ③ 会議参加者用のロビー又はこれに類する施設を有している
- ④ 会議参加者用の事務室、応接室、控室等を有している
- ⑤ 適当な規模の駐車場が確保されている

【補助率・補助上限額】

補助率：補助対象事業 1) 2) とともに、補助対象経費の2分の1以内。

補助上限額：2000万円。

【補助対象経費】

- ・ 設備の購入・設置費等の**工事費**
- ・ 本工事を実施するために必要な**付帯工事費**
- ・ 設計費、工事管理費等の**事務費**
- ・ その他整備に**付随する費用**

【補助対象外経費】

- ・ 通信環境整備等の**維持費用**
- ・ 機能の向上を伴わない**修理修繕費用**
- ・ 機能の向上を伴わない**代替更新のみに要する費用**
- ・ 光熱費、通信費、保険料、人件費等の事業実施後の設備維持、運営に関する費用
- ・ イベント等による一時的な設置のための費用

MICE施設の受入環境整備事業 事業フロー



令和6年5月17日（金）15時まで

1. 「要望書」の提出

2. 認定の通知・補助金額の内示

3. 交付申請書の提出

4. 交付決定

交付決定後～令和7年3月

5. 事業実施

事業完了1ヶ月後 または
令和7年4月10日のいずれか早い方

6. 完了実績報告、自己評価の提出

7. 補助金額の確定

8. 支払請求書の提出

完了実績報告提出 2～3ヶ月後

9. 支払い

※関係書類については事業終了後の翌年度から5年間保存

MICE施設の受入環境整備事業 応募期間等

応募期間

応募期間：令和6年4月5日（金）～令和6年5月17日（金）15時必着

運用開始期限

会計年度末（令和7年3月）までに自己評価（応募要領参照）を実施できるよう、本事業による環境整備を行ったうえで、運用を開始してください。

提出書類

- 応募要領で指定する様式の要望書
- 設計図、図面等（基本的に、要望書の所定の欄へ貼り付けてください。）
- 補助対象経費の算出基礎となる見積書などの資料（複数の事業者からの見積書必要）
- 地方公共団体等の補助（予定）額等を確認できる資料
- 補助を希望するMICE施設の概要が分かる資料

注意事項

- 本補助金の交付対象となる経費は、以下のAからCの条件すべてを満たす経費とします。
 - A. 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
 - B. 補助金交付決定後に、契約・発注により発生した経費
 - C. 証拠書類・見積書等によって契約・支払金額が確認できる経費
- 国（独立行政法人を含む。以下同じ。）による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、及び交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象とはなりません。ただし、交付の可能性があったものの、交付を受けないものとなったものについては本補助金の対象となる可能性があります。
- 国からの補助とは別に地方公共団体からの補助金を受けることは可能です（補助金等の財源が国費である場合を除きます）。
- 国の財源により整備された施設の場合には、原則として補助金の対象となりません。
- 補助事業に関する書類については、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間、管理・保存しなければなりません。